



平成 21 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 新 日 本 無 線 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 田 一 雄  
(コード番号 6911 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 増 田 智 之  
(TEL 03-5642-8222 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 株券の電子化に伴う変更

平成 21 年 1 月 5 日、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる「株券の電子化」）されましたが、これにより当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。ただし、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日翌日から起算して 1 年が経過するまでの間、これを作成し備置かなければならず附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款 第 7 条（株券の発行）は、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する変更の決議がなされたものとみなされております。

##### (2) 執行役員制度導入及びこれに伴う取締役の員数変更

経営の効率化と業務執行の充実を目的として平成 21 年 6 月 26 日から執行役員制度を導入いたします。

執行役員制度導入に伴い、現行定款第 20 条（取締役の員数）に定める員数を 16 名から 10 名に改めるとともに、執行役員の地位や職務を明確にするため、現行定款第 28 条（相談役および顧問）に執行役員に関する条文を追加するものであります。

##### (3) 取締役の任期変更

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮いたします。これにより現行定款第 22 条（取締役の任期）に所要の変更を行うものであります。

##### (4) 退職慰労金制度の廃止に伴う変更

平成 21 年 4 月 23 日開催の取締役会において取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止する決議を行い、これを受け現行定款第 23 条（取締役の報酬等）から退職慰労金の記載を削除するものであります。

(5) 取締役、監査役の責任免除

取締役、監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう会社法第 426 条および第 427 条の定める取締役、監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 26 条（取締役の責任免除）及び第 34 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、第 26 条の規定新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(6) 取締役会決議による剰余金の配当等

機動的な資本政策および配当政策を実現するため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう変更するものであります。

2. 定款変更の内容

以下の新旧対照表のとおりであります。

現行定款	変更案
第 7 条（株券の発行） 当社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
第 8 条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。	第 7 条（単元株式数）  当社の単元株式数は、1,000 株とする。  （削除）
第 10 条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第 8 条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  （現行どおり）
第 11 条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。	第 9 条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第 12 条（株式取扱規則） 当社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主または新株予約権者の権利の行使に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第 10 条（現行どおり）
第 3 章 株 主 総 会 第 13 条（総会の招集） 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。 臨時株主総会は、必要がある場合、随時招集する。	第 3 章 株 主 総 会 第 11 条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第 14 条 (総会の招集地) 株主総会は、東京都各区内または埼玉県ふじみ野市において開催する。</p>	<p>第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>第 15 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>	<p>第 13 条 (現行どおり)</p>
<p>第 16 条 (総会の招集権者および議長) 株主総会の招集権者および議長は、取締役社長とする。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>第 18 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>第 16 条 (現行どおり)</p>
<p>第 19 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、<u>16</u> 名以内とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、<u>10</u> 名以内とする。</p>
<p>第 21 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 19 条 (現行どおり)</p>
<p>第 22 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条 (取締役の報酬等)            取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 21 条 (取締役の報酬等)            取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)            取締役会の招集権者および議長は、取締役社長とする。            取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (取締役会の招集通知)            取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。            前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>第 26 条 (代表取締役および役付取締役)            取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。            取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 24 条 (代表取締役および役付取締役)            (現行どおり)              取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p>
<p>第 27 条 (取締役会の決議方法)            取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。            当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (取締役の責任免除)  <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 28 条 (相談役および顧問)            (新設)              取締役会は、その決議により、相談役および顧問を若干名選任することができる。</p>	<p>第 27 条 (執行役員、相談役および顧問)  <u>取締役会は、その決議により、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</u>            (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会            第 29 条 (監査役の員数等)            当会社の監査役は、5 名以内とする。            監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会            第 28 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 30 条 (監査役の選任)  監査役は、株主総会の決議によって選任する。  監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>第 31 条 (監査役の任期)  監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 32 条 (監査役の報酬等)  監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 33 条 (監査役会の招集通知)  監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。  前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>第 34 条 (監査役会の決議方法)  監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 (監査役の責任免除)  <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算  (新設)</p>	<p>第 6 章 計 算  第 36 条 (剰余金の配当等の決定機関)  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日)  当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。  前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第 37 条 (剰余金の配当の基準日)  当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。  <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u>  前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第 37 条 (中間配当)  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更の株主総会開催予定日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上